

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」(平成18年3月2日付け国自整第126号)の一部改正(案)について
 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: right;">国自整第126号 平成18年3月2日 国自整第〇〇号 最終改正 令和2年〇月〇日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>自動車<u>特定</u>整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に対する事業者監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第92条、第93条、第94条、第94条の3、第94条の4及び第94条の8の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定めたので、今後、地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)が管下の自動車整備事業者に対し行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する行政処分等の実施要領について」(平成12年2月29日付け自整第33号)は、平成18年3月31日限りで廃止する。</p> <p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">行政処分等の基準</p> <p>1 通則</p> <p>(1) 自動車<u>特定</u>整備事業者(以下「認証事業者」という。)に対する行政処分の種類は、事業の停止命令、認証の取消し及び改善命令とする。</p>	<p style="text-align: right;">国自整第126号 平成18年3月2日 国自整第137号 最終改正 平成23年3月25日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p style="text-align: center;">自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>自動車<u>分解</u>整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に対する事業者監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第92条、第93条、第94条、第94条の3、第94条の4及び第94条の8の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定めたので、今後、地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)が管下の自動車整備事業者に対し行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する行政処分等の実施要領について」(平成12年2月29日付け自整第33号)は、平成18年3月31日限りで廃止する。</p> <p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">行政処分等の基準</p> <p>1 通則</p> <p>(1) 自動車<u>分解</u>整備事業者(以下「認証事業者」という。)に対する行政処分の種類は、事業の停止命令、認証の取消し及び改善命令とする。</p>

新	旧
<p>指定自動車整備事業者（以下「指定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の交付の停止命令、指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。</p> <p>優良自動車整備事業者の認定を受けた者（以下「優良認定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。</p> <p>なお、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>指定自動車整備事業者（以下「指定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の交付の停止命令、指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。</p> <p>優良自動車整備事業者の認定を受けた者（以下「優良認定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。</p> <p>なお、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>2 違反点数の取扱い</p> <p>(1) 事業場の違反点数について</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 「3 認証事業者の行政処分」(2)及び「4 指定事業者の行政処分」(2)以外の行政処分等であって、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合又は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。</p> <p>ア 違反行為を自主申告し当該違反事項の改善が可能な場合。</p> <p>イ 過去5年間に行政処分等(口頭注意を除く。以下同じ。)を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から2年以内に行政処分等を受けることとなったときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 違反点数の取扱い</p> <p>(1) 事業場の違反点数について</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 「3 認証事業者の行政処分」(2)及び「4 指定事業者の行政処分」(2)以外の行政処分であって、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合又は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。</p> <p>ア 違反行為を自主申告し当該違反事項の改善が可能な場合。</p> <p>イ 過去5年間に行政処分等(口頭注意を除く。以下同じ。)を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から2年以内に行政処分等を受けることとなったときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>3 認証事業者の行政処分</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認証の取消し</p> <p>認証の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。</p> <p>① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が180点以上となった場合</p>	<p>3 認証事業者の行政処分</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認証の取消し</p> <p>認証の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。</p> <p>① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が180点以上となった場合</p>

新	旧
<p>② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合</p> <p>③ 事業の廃止を届け出なかった場合</p> <p>④ 5台以上の不正改造を実施した場合</p> <p>⑤ 法第9 2条に基づく改善命令に従わなかった場合</p> <p>⑥ 法第9 3条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合</p> <p>⑦ 法第9 3条第3号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第8 0条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）</p> <p>⑧ 法第1 0 0条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合</p> <p>⑨ <u>5台以上の点検整備及び検査を全くせずに保安基準適合証を交付した場合（いわゆるペーパー車検）での車検手続又は不正改造状態での車検手続を行った場合（車検手続を行った指定事業者の特定整備事業に限り、現車提示の必要な車両を除く。）若しくはこれらの手続きを依頼等した場合</u></p> <p>なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 <u>この基準は、令和2年4月1日から施行する。ただし、3(2)⑨にあっては、令和2年7月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。</u></p> <p>別添1・別添2 (略)</p>	<p>② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合</p> <p>③ 事業の廃止を届け出なかった場合</p> <p>④ 5台以上の不正改造を実施した場合</p> <p>⑤ 法第9 2条に基づく改善命令に従わなかった場合</p> <p>⑥ 法第9 3条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合</p> <p>⑦ 法第9 3条第3号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第8 0条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）</p> <p>⑧ 法第1 0 0条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合</p> <p>(新設)</p> <p>なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>別添1・別添2 (略)</p>